

●香川県告示第141号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成23年3月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 施行者の名称

坂出市

2 都市計画事業の種類及び名称

昭和52年香川県告示第980号 坂出都市計画下水道事業 坂出市流域関連公共下水道

3 事業施行期間

昭和52年12月27日から平成30年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

昭和52年香川県告示第980号、昭和55年香川県告示第319号、昭和62年香川県告示第352号、平成5年香川県告示第221号、平成10年香川県告示第303号、平成12年香川県告示第858号及び平成17年香川県告示第42号の事業地の全てを削除し、坂出市番の州緑町、昭和町1丁目及び西大浜北1丁目の各一部の区域を加える。

(2) 使用の部分

昭和52年香川県告示第980号、昭和55年香川県告示第319号、昭和62年香川県告示第352号、平成5年香川県告示第221号、平成10年香川県告示第303号、平成12年香川県告示第858号及び平成17年香川県告示第42号の事業地の全てを削除し、坂出市築港町1丁目、2丁目、沖の浜、西大浜2丁目、3丁目、4丁目、御供所町1丁目、昭和町2丁目、入船町1丁目、2丁目、久米町1丁目、2丁目、西大浜南1丁目、2丁目、3丁目、中央町、宮下町、横津町1丁目、2丁目、3丁目、旭町1丁目、2丁目、3丁目、室町1丁目、2丁目、3丁目、京町1丁目、2丁目、3丁目、元町1丁目、2丁目、3丁目、4丁目、本町1丁目、2丁目、3丁目、寿町1丁目、2丁目、3丁目、白金町1丁目、2丁目、3丁目、八幡町1丁目、2丁目、駒止町1丁目、2丁目、文京町1丁目、2丁目、富士見町1丁目、青葉町、笠指町、池園町及び花町の全部並びに番の州緑町、番の州町、沙弥島、番の州公園、西大浜北1丁目、御供所町2丁目、3丁目、昭和町1丁目、常磐町1丁目、八幡町3丁目、4丁目、新浜町、富士見町2丁目、谷町1丁目、2丁目、福江町1丁目、2丁目、大池町、小山町及び川津町の一部の区域を加える。